第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

5.1 計画段階配慮事項の選定

文献で得られた情報により、重大な影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定しました。

計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由は表 5.1-1 に示すとおりです。

表 5.1-1　計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素＼影響要因			施設等の存在及び供用		選定理由
			道路の存在	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な動物種が生息しています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な植物群落、巨樹・巨木林、天然記念物が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周囲には、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境として、自然公園、干潟、自然海浜等が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な箇所(眺望点、景観資源)が存在しています。道路の存在に伴い、景観への影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

5.2 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートの位置や道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。

このため、計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象(大気質や騒音では市街地・集落、動物であれば重要な種の生息地等)の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5.2-1 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理し、各ルート帯を比較する方法としました。

表 5.2-1　計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質 自動車の走行による騒音	集落・市街地*1の位置	既存資料*2	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
道路の存在による動物	重要な種の生息地 ・重要な動物種	既存資料*2	重要な種の生息地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の位置 ・重要な植物種(天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹・保護樹木) ・重要な植物群落	既存資料*2	重要な種・群落の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・環境影響を受けやすい場 ・環境保全の観点から法令等により指定された場 ・法令等により指定されていないが地域により注目されている場	既存資料*2	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・眺望点 ・景観資源	既存資料*2	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注)＊1：集落・市街地は用途地域(工業専用地域を除く)を基本に、現存植生図(1/25,000)の「緑の多い住宅地」のエリアを加えて設定しました。
＊2：各検討対象に関する既存資料は、表 4.1-2 及び表 4.2-2 に示すとおりです。

5.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

計画段階配慮事項に関する調査は、既存資料に基づき表 5.2-1 の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5.3-1 に調査の結果として記載しました。予測では、表 5.3-1 に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握しました。

選定された計画段階配慮事項の各ルート帯における影響の程度は、表 5.3-1 に示すとおりです。

道路の存在による動物、植物、景観の環境要素について、各ルート帯の影響は同程度であると評価しました。

自動車の走行による大気質・騒音の環境要素について、いずれのルート帯においても影響を与える可能性があります。ただし、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートは、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価しました。

道路の存在による生態系の環境要素について、いずれのルート帯においても影響を与える可能性があります。ただし、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価しました。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地、重要な種の生息地、重要な種・群落の位置、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な箇所(眺望点、景観資源)への影響の回避・低減に取り組みます。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

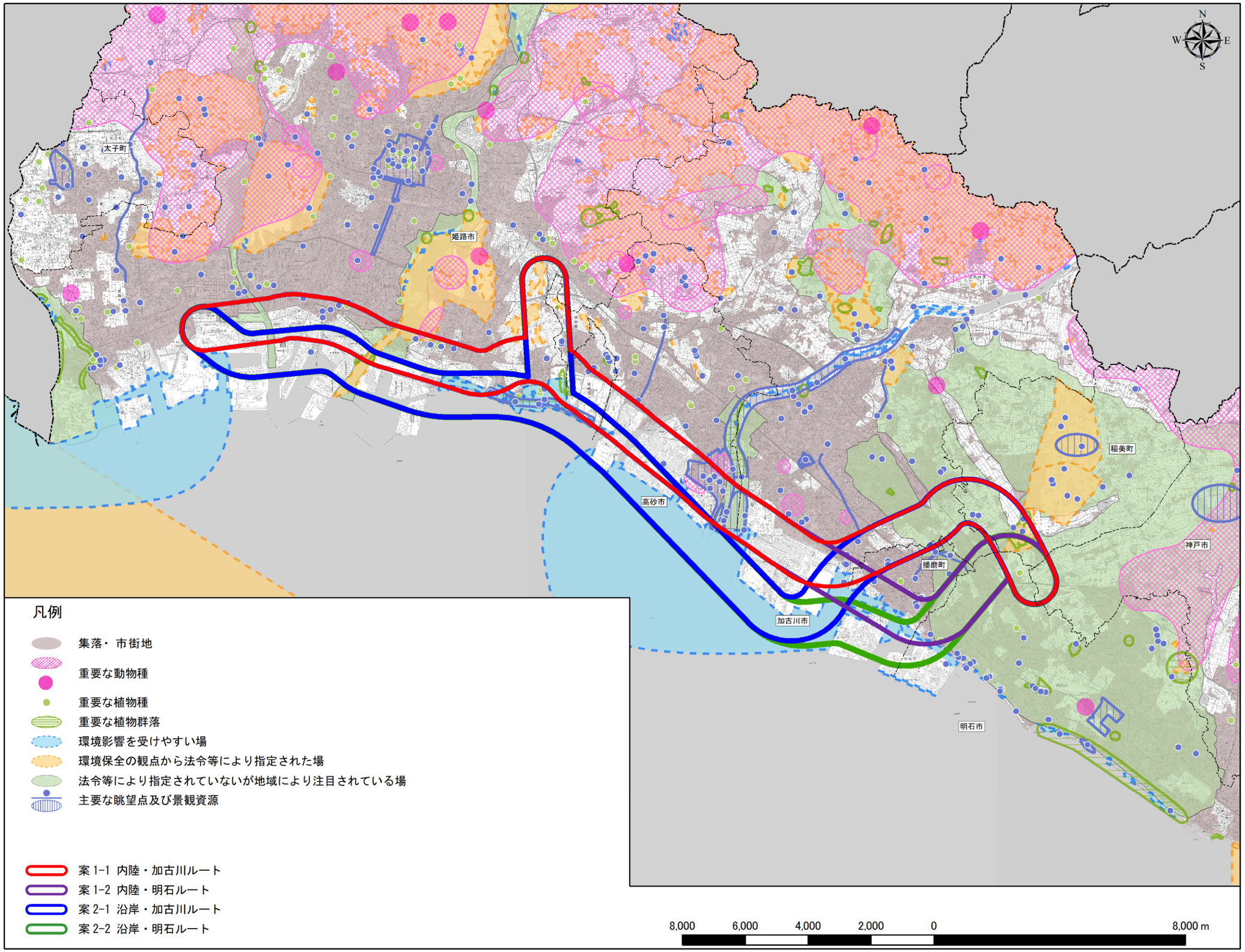


図 5.3-1　計画段階配慮事項の調査結果

表 5.3-1(1)　計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

計画段階 配慮事項	案 1-1 （内陸・加古川ルート）	案 1-2 （内陸・明石ルート）	案 2-1 （沿岸・加古川ルート）	案 2-2 （沿岸・明石ルート）
大気質 ／ 騒音	集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。	集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。	集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。 なお、主に海上空間を通過するルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は内陸ルートに比べ小さいと考えられます。	集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。 なお、主に海上空間を通過するルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は内陸ルートに比べ小さいと考えられます。
	沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートは、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートに比べ環境影響の程度は小さいと評価します。			
動物	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において回避する検討が可能です。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において回避する検討が可能です。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は回避します。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は回避します。
	内陸ルートは今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により重要な種の生息地を回避する検討が可能であるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			
植物	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。 ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。 ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。 ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。 ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。
	いずれのルート帯も環境への影響が懸念されるが、影響低減が可能であるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			

表 5.3-1(2)　計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

計画段階 配慮事項	案 1-1 （内陸・加古川ルート）	案 1-2 （内陸・明石ルート）	案 2-1 （沿岸・加古川ルート）	案 2-2 （沿岸・明石ルート）
生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。 なお、海上空間における環境影響を受けやすい場を通過する範囲が小さいルート帯であるため、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過する程度は沿岸ルートに比べ小さいと考えられます。	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。 なお、海上空間における環境影響を受けやすい場を通過する範囲が小さいルート帯であるため、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過する程度は沿岸ルートに比べ小さいと考えられます。	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。
	内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価します。			
景観	加古川河口付近の重要な箇所(眺望点、景観資源)が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所(眺望点、景観資源)を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。	加古川河口付近の重要な箇所(眺望点、景観資源)が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所(眺望点、景観資源)を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。	的形付近の重要な箇所(眺望点、景観資源)が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所(眺望点、景観資源)を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。	的形付近の重要な箇所(眺望点、景観資源)が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所(眺望点、景観資源)を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。
	内陸ルートでは加古川河口付近、沿岸ルートでは的形付近に重要な箇所が広く分布しており、いずれのルート帯も環境への影響が懸念されることから、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目		国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	(1)都市計画対象道路事業実施区域等の設定	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア. 学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居(以下「住居等」という。) イ. 瀬戸内海国立公園 ウ. 主要な河川、水源地 エ. 鳥獣保護区、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第 6・7 回調査(植生調査)において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 オ.「ふるさと兵庫景観づくり基本方針(景観形成等基本方針)」(平成 26 年 10 月兵庫県)において指定している景観形成地区、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場 カ. 史跡、名勝、天然記念物及び文化財	都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減しました。 今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減に努めます。
	(2)環境影響評価の項目の選定等	今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記(1)の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定しました。 また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手続きにおいて、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。

表 6-1(2)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目		国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論	(1)大気環境	事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、複数の住居等が存在しているほか、想定区域及びその周辺の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ住宅が密集している区域が多く分布していることから、自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。複数案からの絞り込みに当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、市街地及び集落に対する大気質、騒音等による影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
	(2)水環境	本事業は、瀬戸内海に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減する位置及び構造の採用により、地下水及び河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土地の改変等に伴う水の濁り等による影響、橋梁構造による河床掘削等に伴う水の濁り等による影響、トンネル構造による地下水及び河川流量等に対する水環境への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
	(3)動植物及び生態系	想定区域及びその周辺には、瀬戸内海国立公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、全てのルート上には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息・生育地及び生態系への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
	(4)景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	想定区域及びその周辺には、瀬戸内海国立公園や「ふるさと兵庫景観づくり基本方針(景観形成等基本方針)」における「高砂市高砂地区歴史的景観形成地区」等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場への影響及び「ふるさと兵庫景観づくり基本方針(景観形成等基本方針)」における「高砂市高砂地区歴史的景観形成地区」等に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。

表 6-1(3)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目		国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論	(5)廃棄物等	本事業は、市街地の一部を通過する計画であり、本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土量バランスを考慮し、建設発生土及び廃棄物の発生量の抑制に配慮します。やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とします。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
	(6)温室効果ガス	工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。	工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネや再生可能エネルギーの利用等を踏まえて工事計画を検討します。
	(7)地域住民等への説明及び関係機関との連携	本事業は、市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	今後の環境影響評価手続きにおいて、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明するとともに、関係機関等と調整を十分に行います。

第7章 計画段階環境配慮書の案についての意見と都市計画決定権者の見解

7.1 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見(アンケート調査：令和元年10月1日～令和元年11月30日(第2回意見聴取))の概要と都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1に示すとおりです。

なお、アンケート調査において、複数案(ルート帯案)を検討する際に重視すべき事項として、「生活環境(大気・騒音等)への影響が小さい道路」及び「自然環境(生態系等)への影響が小さい道路」について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「どちらともいえない」、「あまり重視すべきでない」、「重視する必要はない」の５段階で回答していただきました。アンケート調査における回答とりまとめ結果は、図 7.1-1に示すとおりです。調査の結果、重視すべきという意見(“特に重視すべき”、“やや重視すべき”)は、「生活環境(大気・騒音等)への影響が小さい道路」が74.0%、「自然環境(生態系等)への影響が小さい道路」が66.4%という結果となりました。

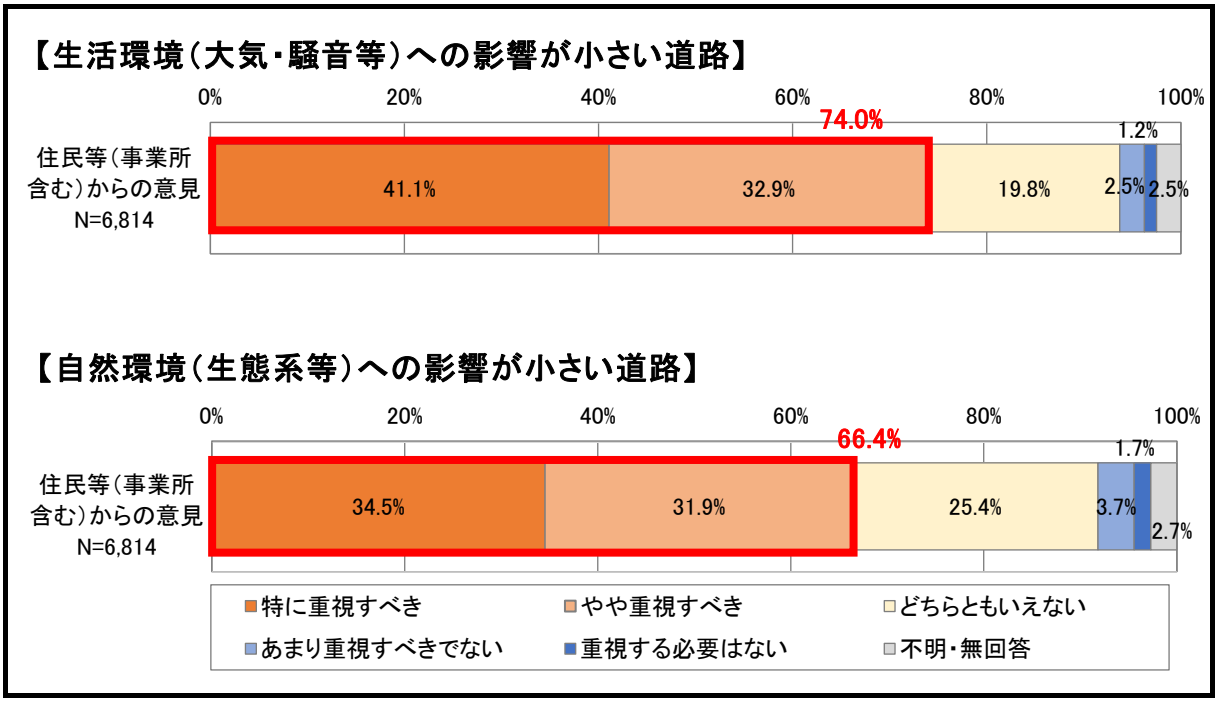


図 7.1-1 アンケート調査における回答とりまとめ結果

表 7.1-1(1)　配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般	・特に景観への影響を配慮してほしい。 ・景観や住民への影響を最大限に配慮した上での利便性の高い整備計画が望ましいと思います。 ・生活環境や自然環境が最優先だと思います。 ・地域住民の意向を重視し、自然災害時の対策や生活環境への充分な配慮。 ・沿岸部・河川への環境対策を入念に！自然保護を第一！ ・環境にやさしいのが良い。 ・環境保持、遺跡を壊さない。 ・環境破壊するような工事はやめてほしい。 ・地域住民の住んでいる環境に不都合が出ないようにしていただきたいです。 ・環境への影響が少ない道路を作って欲しい。 他 139 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境(大気質・騒音)	・大気、騒音の配慮が必要。 ・生活環境(大気・騒音等)への影響がゼロになることはないけれど極力少なく。 ・大気汚染に注意してほしい。 ・新設する道路の周辺に住む住居への影響(騒音・振動)をよく考えてほしい。事業費・便利さよりも後々の問題にならないよう配慮願います。 ・環境に配慮して欲しい(騒音等)。 ・環境への影響や騒音の問題など、ルートの沿線にあたる住民への説明、話し合いをきっちり行い、双方納得が得られるよう取り組むことが大切だと思います。 ・極力、人家のあるところは避け、騒音の少ないルートをお願いします。 ・騒音の少ない道路としてほしい。 ・生活環境が悪化するのが心配。 ・住民の生活環境に十分配慮してほしい。 ・折角つくるのであれば生活環境への影響を小さくしてほしい。 ・生活環境を特に重視してほしい。今より不便にならないようにしてほしい。 ・R250 の交通が減って環境をよくしてほしい。 ・生活環境への影響を最小限にお願いします。 他 143 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.1-1(2)　配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
自然環境(動植物・生態系)	・海の資源を守る計画にしてほしい。 ・生態系の影響が少ない方がいい。 ・生活に便利且つ自然を壊さない。 ・自然環境を生かして欲しい。 ・自然破壊をなるべく少なく。 ・自然環境への配慮。 ・自然を大切にしながら、すすめて戴きたい。 ・自然環境を大切にしてほしい。 ・自然災害や環境に配慮したルート帯案は今後より検討していって欲しい。(但し、コストの問題など現実性を考えるとなかなか難しい気がします) 他 64 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動植物・生態系等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

道路事業の計画段階評価に係る意見照会において、配慮書の意見も兼ねて兵庫県知事、神戸市・姫路市・明石市・加古川市・高砂市・播磨町・稲美町の市町長に意見聴取を実施しました。配慮書についての兵庫県知事、各自治体の長の意見と都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりです。

表 7.2-1(1)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	1　全体的事項 (1)道路の位置や規模の設定及び工事計画の策定等にあたっては、事業実施想定区域及びその周辺の環境についての最新の知見や専門家の意見等をふまえ、生活環境や自然環境への影響を適切に調査、予測及び評価すること。 (2)予測評価の前提となる将来交通量については、本道路の供用に伴い変化すると考えられる周辺道路の交通量も含め、将来の交通需要に基づき明らかにすること。 (3)本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、事業を進めるにあたっては地域住民の理解を得るよう努めること。 なお、インターネットでの図書の公表にあたっては、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。	1　全体的事項 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・本道路の将来交通量については、将来交通需要に基づき適切に設定し、今後の環境影響評価の手続きにおいて明らかにします。 ・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続きを行い、インターネットでの図書の公表にあたっては法に基づく縦覧期間終了後も原則として公表を継続します。

表 7.2-1(2)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	2　個別的事項 (1)大気質、騒音・振動 事業実施想定区域及びその周辺には、国道２号、国道２号加古川バイパス及び国道 250 号等の交通量の多い道路並びに大規模工場等が複数立地していることから、周辺の主要道路及び大規模工場等を含めた複合影響について考慮すること。 (2)水質 県では、令和元年 10 月に「環境の保全と創造に関する条例(平成 7 年条例第 28 号)」を改正し、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、沿岸域の環境の保全、再生及び創出をはじめ、総合的かつ計画的な施策を策定・実施することとしている。また、事業者は、事業活動を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならないこととしている。 このことから、海側をルート帯として選定する場合は、事業実施想定区域及びその周辺における水質の状況及び藻場・干潟等の分布状況を適切に把握したうえで、水質及び藻場・干潟等への影響の回避・低減のみならず、生物の生息・生育環境の創出の観点からも十分な環境配慮を行うこと。 (3)地形・地質 事業実施想定区域には、いなみの台地の海成段丘及び小赤壁等を初めとした重要な地形・地質が広範囲にわたって分布している。事業計画の検討にあたっては、これらの重要な地形・地質について、影響を回避することを最優先として十分な環境配慮を行うこと。	2　個別的事項 ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.2-1(3)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	2　個別的事項 (4)動物・植物・生態系 事業予定者は自然環境への影響について、いずれのルート帯でも「自然環境の考慮すべき箇所は、概ね回避するため、自然環境への影響は小さい」としている。 しかしながら、事業実施想定区域及びその周辺には、「いなみの台地のため池群」、「仁寿山鳥獣保護区」、「姫路市東部の自然海岸」等をはじめとして、生態系の保全にとって重要な自然環境が広く分布している。特に、「いなみの台地のため池群」及び「仁寿山鳥獣保護区」等については、これらの一部分をいずれのルート帯も通過することから、動物・植物・生態系への重大な影響が懸念される。 生態系は一旦改変されると再度復元することは不可能であることから、事業計画の検討にあたっては環境影響を回避することを最優先として十分な環境配慮を行うこと。 (5)景観 ア　本事業は大規模な道路を新設するものであるため、供用時において周囲へ与える圧迫感や威圧感等の影響を回避・低減すること。 イ　事業実施想定区域及びその周辺には多数の眺望点及び景観資源が存在していることから、眺望点からの景観や、文化財等と一体となった地域景観への調和について十分な環境配慮を行うこと。 (6)人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域及びその周辺には、ウォーキングコース、海水浴場及び各種の公園等が多く存在している。住居及び工場・事業場等が集積している本地域において、これらは人と自然とのふれあい活動のための貴重な場となっていることから、本事業による、触れ合い活動の場の改変、アクセス性の変化及び快適性の変化の観点から十分な環境配慮を行うこと。	

表 7.2-1(4)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	2　個別的事項 (7)文化財 事業実施想定区域には、多数の有形文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在している。 これらは高い歴史的・文化的・学術的価値を有するものであることから、事業計画の検討にあたって、影響を回避すること。 (8)その他 本道路は既存道路と別線として新設することにより、南海トラフ巨大地震に伴う津波や大雨に伴う洪水等による既存道路の寸断が発生した場合でも、地域の交通機能を確保し、災害時の避難・救助等の際に活用できるとされている。 しかしながら、これらの機能を発揮するためには、本道路自体が災害の影響を受けないことが前提である。よって、今後の手続においては、災害時において本道路がこれらの機能を発揮できることの根拠を含めて分かりやすく説明すること。	
		3　環境影響評価方法書以降について (1)環境配慮に係る検討内容及び予測の前提条件 ア　道路の位置、規模及び具体的な工事計画等を明らかにし、これらに関する環境配慮に係る検討内容も含め記載すること。 イ　事業実施想定区域及びその周辺の状況を考慮し、影響が懸念される大気汚染、騒音・振動、景観、動植物及び生態系等の環境要素について、予測の前提条件を具体的に示すこと。 (2)大気質、騒音・振動 ア　事業実施想定区域及びその周辺の大部分は市街地であることから、工事関係車両の通行及び造成工事等に伴う排ガス、粉じん及び騒音・振動等による生活環境への影響が考えられる。このことから、工事に伴う環境影響を回避・低減するよう、工事手法及び工事期間等を検討すること。	3　環境影響評価方法書以降について ・今後の環境影響評価においては、事業特性を勘案し、大気質、騒音・振動、水質、動植物、廃棄物等各環境項目への影響等の環境要素を適切に選定し、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・なお、予測評価にあたっては、本道路の将来交通量や工事手法等を検討し、予測の前提条件を明らかにします。 ・また、工事中に発生する伐採木及び建設残土等について、事業実施段階において、関係法令等に基づき適切に処理します。

表 7.2-1(5)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	3　環境影響評価方法書以降について イ　施設の供用に伴う排ガス、粉じん及び騒音・振動等による環境影響について、将来交通量及び道路構造等を明らかにしたうえで、適切に予測・評価すること。 (3)水質 事業実施想定区域内には「播磨五川」と呼ばれる、播磨灘に流入する主な５つの河川の内、加古川、市川、夢前川の３つの河川の下流及び河口域が存在しているほか、播磨灘沿岸部の広い範囲が含まれている。水中に橋脚を設置する場合、工事に伴う底質の巻上げによる水質への影響、施設の存在による水流への影響等が考えられることから、十分な環境配慮を行うこと。 (4)廃棄物等 工事中に発生する伐採木及び建設残土等について、適切な処理計画を策定し、環境影響評価方法書に記載すること。 (5)温室効果ガス 工事に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、エネルギー使用量の少ない施工方法の採用、工事用車両等の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。	

表 7.2-1(6)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
2	神戸市長	計画段階環境配慮書の案で示された複数のルート帯案によると、全ての案において、神戸市域が一部含まれており、ルート帯周辺には住居が存在していることや、第二神明道路との接続地点の新設により、接続先も含めて交通量が増加する可能性がある。 そのため、計画段階環境配慮書以降の図書において、事業実施に伴う大気質、騒音、日照をはじめとする環境影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境影響を可能な限り回避又は低減する措置を講じる必要がある。	・本配慮書においては、大気質、騒音、動物、植物、生態系、景観について予測及び評価を行いました。 ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
3	姫路市長	1　全体的事項 (1)環境影響評価の実施に当たって、可能な限り、予測し得る最大リスクを考慮するとともに、最新の文献値等のデータを使用し、また、本市の最新の計画等と整合性を図るように努めること。 (2)詳細なルート選定及び道路構造の検討に当たって、大気環境(大気質、騒音・振動)、水環境、動物、植物、生態系及び景観等の各環境要素について、事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避又は低減すること。 (3)今後、本計画に伴う環境影響を回避又は低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。 (4)環境影響評価の手続きにおいて、事業計画の検討過程等について、積極的な情報公開に努め、住民等に分かりやすく、丁寧に説明を行うように努めること。	1　全体的事項 ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の文献や専門家等の意見、関係自治体の最新の計画等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続きを行うとともに、積極的な情報公開に努めます。

表 7.2-1(7)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
3	姫路市長	2　個別的事項 (1)大気環境(大気質、騒音・振動) 事業実施想定区域及びその周辺には、学校、保育所及び病院等、特に環境保全上の配慮が必要な施設並びに住宅地が存在することから、これらに配慮した詳細なルートを選定し、工事中及び供用時における大気質及び騒音・振動等による影響について、適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。 (2)水環境 建設工事による濁水等が海域、河川及び地下水等の公共用水域に影響を及ぼす場合は、地形及び流況等を考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。 (3)土壌汚染 建設工事による有害物質を含む土壌汚染が懸念される場合は、調査、予測及び評価を行い、また、不要になった土壌は、適切に処分すること。 (4)動物、植物、生態系 道路の総延長が 30km を超える規模であり、分断される丘陵地間の動物の移動等への影響が予想されることから、その影響について、調査、予測及び評価を行うこと。 また、海域、河口及び砂浜等に道路及び橋梁等を設置する場合は、動植物及び生態系への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。 (5)景観 事業実施想定区域及びその周辺には、小赤壁、伝統行事等の景観資源が存在することから、道路及び橋梁等の構造物は、眺望景観に十分配慮すること。 (6)人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域及びその周辺には、浜手緑地をはじめ、公園、散策路等が存在することから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。 (7)廃棄物等 工事中において発生する掘削土砂等について、可能な限り、再資源化を推進し、処分量の削減を図ること。	2　個別的事項 ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避･低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.2-1(8)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
3	姫路市長	２　個別的事項 (８)その他 姫路市緑の基本計画に基づき、緑の保全、活用、創出の各種施策を推進し、緑の持つ環境保全機能の確保や機能回復に十分配慮すること。	
4	明石市長	法第 3 条の 3 において配慮書に記載すべき事項が規定されていますが、送付頂いた配慮書の案には、いずれも具体的な記載がありませんので、意見を述べるためには情報が不足しています。その上で計画段階配慮事項に係る検討を行う際に、考慮いただきたい点を以下に示します。 ルート帯案比較表には、生活環境への影響について、案 1-2　内陸・明石ルートに「生活環境への影響が懸念される」と記述され、また、案 2-2　沿岸・明石ルートに「他案に比べ影響する範囲は少ない」と記述されています。しかしながら、本市域内においては、どちらの案もほぼ同様のルート帯となっており、住居系の用途地域が多くを占める地域を通過しています。 環境基本法では、騒音に係る環境基準が定められており、住居の用に供される地域は、昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下となっています。一方、道路に面する地域は、昼間 60dB 以下、夜間 55dB 以下となっており、さらに、２車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端から距離が 20 メートルの範囲を近接空間と定義され、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下となっています。そのため、播磨臨海地域道路開通後は相当の範囲で環境基準が大幅に緩和されることとなり、多大な生活環境への影響が発生します。 大気質、振動等についても、生活環境への影響が同程度の範囲に及ぶものと想定され、相当の影響が懸念されます。 また、いずれのルート帯案にも、ため池、農地が含まれていることから、動植物及び生態系への影響が懸念されます。	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避･低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.2-1(9)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
5	加古川市長	1（交通対策）計画道路本線はもちろん、周辺道路の交通量の変化に伴い発生する渋滞等による騒音・振動・排出ガスの影響についても評価を行なわれたい。 2（環境基準）計画道路の設計にあたっては、計画道路本線及び乗り口・降り口付近において自動車走行によって発生する騒音・振動・排出ガスについては定められた環境基準及び許容限度等を満足するよう配慮されたい。 3（苦情対応）建設期間中においては、騒音・振動・粉塵等の公害発生防止に努め、苦情等が生じた場合には誠意をもって対応されたい。 4（届出義務）大気汚染防止法第 18 条に基づく一般粉じん発生施設など環境法令に基づく特定施設等を設置する場合には、各関係法令を遵守し、遅滞なく届出等されたい。 5（土壌汚染）土地の形質変更を行う際には、土壌汚染対策法第 4 条に基づき遅滞なく届出すること。また対象区域内においては、同法に定める特定有害物質によって土壌及び地下水を汚染し、また汚染を拡大することのないよう施工されたい。 6（自然環境）当該道路事業の付近には、加古川河口等重要な自然環境が存在するため、事業による影響がでないよう、生物多様性基本法第 14 条及び第 15 条に基づき必要な措置を講じられたい。	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・事業実施時の各種届出等については各関係法令を遵守し、地域特性を勘案しながら汚染拡大等の防止に努めます。

表 7.2-1(10)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
6	高砂市長	１．事業実施に係る周辺環境への影響について (１)大気質、騒音・振動 事業実施想定区域には大規模工場があることから、大気質への影響について十分に配慮するとともに、住居地域がある内陸ルート帯については住居地域があることから、特に騒音・振動についても十分配慮すること。 また、工事の実施については、排ガス、粉じん及び騒音・振動等、また、工事車両の通行に伴う生活環境への影響について、十分に配慮した工法等を検討すること。 (２)水質 事業実施想定区域には、港や河口があることから、橋脚を設置する場合には、工事による底質の巻上げ等の水質への影響について、十分配慮すること。沿岸ルート帯には漁場、二枚貝等の養殖場及び藻場育成施設があることから、水質及び漁業への影響について、十分な配慮をすること。 (３)地質 内陸ルート帯には、高砂西港の PCB 汚染汚泥を浚渫し固化処理した高砂西港 PCB 固化汚泥盛立地があり、平成 26 年に恒久化対策を実施したところであることから、当該盛立地を掘削することはできない。また、周辺に橋脚を設置する場合は、当該盛立地への影響を十分に配慮すること。 (４)動物・植物・生態系 動物・植物・生態系については、自然環境への影響を十分配慮した上でルートを選定すること。	１．事業実施に係る周辺環境への影響について ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目や PCB 固化汚泥盛立地等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.2-1(11)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
6	高砂市長	１．事業実施に係る周辺環境への影響について (５)景観・人と自然との触れ合いの場 大規模な道路の新設は、景観に大きな影響を与えるおそれがあることから、周辺への影響をできる限り低減すること。 内陸ルート帯には、高砂地区が景観形成地区に指定され、景観を活かしたまちづくりが推進されていることから、地域景観への調和について、十分な配慮を行うこと。 事業実施想定区域には高砂海浜公園・向島公園やあらい浜風公園等の人と自然との触れ合いの場があり、景観も含めて十分に配慮すること。 (６)文化財 事業実施想定区域には多くの文化財が存在することから、ルート帯の選定にあたっては十分に配慮するとともに、文化財を含む景観への影響についても十分に配慮すること。 ２．その他 本事業計画及び環境影響評価の内容について、地域住民に対して丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めながら事業を進めること。また、インターネットでの図書の公表について、環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等の積極的な情報提供に努めること。	２．その他 ・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続きを行い、インターネットでの図書の公表にあたっては法に基づく縦覧期間終了後も原則として公表を継続します。

表 7.2-1(12)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
7	播磨町長	・本事業計画を進めるにあたり、事前に地域住民や沿線住民に、事業計画及び環境影響評価の内容について、十分に説明を行うとともに、積極的な情報の提供及び意見聴取の実施等を行うなどして、事業推進の理解を得るよう努めていただきたい。また、住民から要望や苦情が発生した場合は、誠意をもって適切な対応を取っていただくことを求める。 ・本事業の建設時及び供用開始以降に発生する排ガス・粉じん及び騒音・振動等による生活環境への影響について回避または低減いただきたい。なお、周辺の主要道路や工場等を含めた複合影響についても考慮し、住民の生活環境に配慮いただきたい。 ・河川や沿岸部の水中に橋脚を設置する場合、水質や水流への影響について、十分な環境配慮を行っていただきたい。また、本事業実施による漁業への影響についても考慮していただき、良好な環境となるよう配慮いただきたい。 ・本事業実施により発生する環境への影響について、土壌環境、動植物及び生態系、景観、文化財、廃棄物、温室効果ガスの面からも適切に予測・評価し、環境への影響の回避または低減いただきたい。	・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続きを行います。 ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
8	稲美町長	播磨臨海地域道路の計画段階評価に係る計画段階環境配慮書の案について、事業実施に向けては、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響を配慮するとともに、農産業に配慮し、地域への影響をできる限り回避、低減に努めていただきますようお願いします。	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第8章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

方法書について、環境影響評価法第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 7 条に基づき令和 3 年 7 月 27 日から令和 3 年 8 月 26 日まで縦覧に供し、令和 3 年 9 月 9 日まで意見を求めたところ、第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 8 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見が 6 件提出されました。環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解は、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1(1) 環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
広畑区のグリーンベルトは、国道250号に南面している。公害が予想される時代では必要性があったと思うが、現在はカラスやスズメ、ヌートリアなどの海外からの有害動物が住み着き、近隣に被害を及ぼしている。また、夜間には暗闇が広がり、不審者の侵入の危険もある。グリーンベルトの立地により国道250号の片側のみの活用となり、流通店舗の出店などの促進がされず、周辺開発が遅れている。グリーンベルトを活用すれば、土地買収や建設工事の時間短縮にもなると思う。 津波の心配も、太平洋や日本海に面する地域と比較して少ない。広畑区のグリーンベルトを道路化すれば、商業施設が国道250号沿いに戻ってくるため、長期的には発展が見込め、兵庫県と姫路市の雇用や税収も増えると思われる。 今後、持続的な発達と地域の活性化に、広畑区のグリーンベルトを4車線道路に活用し、臨海部の発展を促進して欲しい。	本事業の実施にあたっては、住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用しており、姫路市の緩衝緑地帯(グリーンベルト)を活用する計画としています。
今回の臨海道路の早期の実現を望んでいる。国道250号沿いの利用されていない土地やグリーンベルトを活用すること等により、工事期間の短縮を工夫し、国道250号沿いの再開発を促進するよう、計画を工夫してほしい。	同上
岩岡町は大久保インターチェンジに隣接しており、大型車両を中心とした車両の増加による危険性や騒音・揺れ等、インターチェンジや高速道路利用車両の周辺道路(生活道路)への侵入も絶えず、住民からも不安な声が上がっている。今回の播磨臨海道路の必要性は十分理解しているが、臨海道路への明石西ジャンクションの最寄りは大久保インターチェンジであり、不安に思う。そこで、環境影響評価の項目に最寄りインターチェンジ付近の周辺道路の整備状況と危険性(A 毎日の交通量とインターチェンジ付近の騒音や揺れの状況 B ジャンクションが完成することで増加見込みする車両の数等)も追加し、対応策を講じることを事前にお願いしたい。	最寄りインターチェンジ付近の周辺道路の整備状況と危険性といった本事業以外の事項については環境影響評価の対象としていませんが、本事業の実施にあたっては、関係自治体と連携しながら、住民等からの意見に十分配意して進めます。

表 8-1(2)　環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
温室効果ガスについてはなぜ検討・評価しないのか。	温室効果ガスの代表例である二酸化炭素(CO_2)については、大気の汚染に係る環境基準に設定されていません。二酸化炭素は、道路沿道だけでなく広域で評価すべき物質であり、単独の道路事業の評価には馴染まないと考えられることから、予測及び評価の対象としておりませんが、本事業の実施にあたっては、工事中及び供用後における温室効果ガス排出量の削減が図られるよう努めます。
供用開始が10年後とも40年後とも言われる将来の環境について、この道路を走行する車両はどのようなモノ(EV等)として想定し、検討、評価するのか。	自動車の走行に関する環境への影響について、「道路環境影響評価の技術手法(令和7年度版)」等、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施しました。(P11.1-86～181、P11.2-48～187、P11.3-41～88、P11.4-1～41)
動植物、景観、文化財などは重要なものに限られているが、今まではありふれた、価値がないと思われていた自然や人間の環境こそが検討・評価すべき重要なものなのではないか。点や線だけではなく、広い面としての環境が評価されるべきではないか。 播磨灘沿岸はすでに昔の面影は失われてきているが、これをさらに悪化させることにならないか。今から必要なのは、沿岸一帯の景観と環境を再生させる努力ではないか。高砂市は45年ほど前に故高崎裕士牧師の呼びかけで市民が『入浜権宣言』を全国に提唱し、海岸の保全・復元を呼び掛けた由緒のある地であることを忘れてはならないのではないか。	環境影響評価の実施にあたっては、身近な自然や多様な生態系の確保の観点を含めた検討を行いました。(P11.10-1～32、P11.11-1～94、P11.13-1～28)
20世紀後半のローカルな公害被害の時代の古い項目だけではなく、21世紀の今日のグローバルな危機の時代にふさわしい項目をあますことなく広く検討・評価すべきである。	環境影響評価項目については、事業特性及び地域特性、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ選定しました。(P10-3～4)
県民はもちろん、県当局が取り組む事業はすべからくカーボンニュートラルやSDGsの視点から検討・評価すべきなのではないか。 そうした方法になっていないのはなぜか。	本事業の実施に伴う環境負荷を可能な限り低減させるため、最新の技術を検討し、建設施工におけるカーボンニュートラルを見据えた、温室効果ガス削減などの環境負荷低減に配慮した工法や機材を採用します。また、環境影響評価においては、専門家の意見も踏まえながら、SDGs等の国際的な取り組みや動向を反映した内容を検討しました。(P3-39～41)
環境に影響がある場合には、できる限り他の方法を取るなどの配慮が必要、環境基準に整合していることが必要としているが、事業を中止する道を用意していないのはなぜか。	環境への影響はできる限り回避又は低減を図るとともに、環境保全措置の検討にあたっては、実行可能な範囲において、複数案の比較検討やよりよい技術の導入の検討を行い、具体的な内容としました。なお、事業実施段階において想定し得なかった環境への影響が生じると判断された場合には、適切な措置を講じることとしました。(P12-1～2)

表 8-1(3)　環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
ムダな公共事業を防止するコストベネフィット分析などの評価手法は取れないのか。将来については、交通量は減少すると予測される。30年後にこの新しい4本目の東西高速交通路が期待するほどの需要のあるものなのか、利益を生むものなのか疑問に思う。 30年後も今の状況が続くことを前提として計画されているように見えるが、それはなぜか。 兵庫県には多くの高規格道路が張り巡らされている。すでにその維持補修、リニューアルが必要となり、一方でそのコストを背負う、県民、市町、県、国の財力は減少に向かっている。これに応えうる見通しはあるのか。	本事業は、「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」の観点から、播磨臨海地域の活性化を図るために必要不可欠な道路であると考えています。本事業の実施にあたっては、事業の費用対効果も含め総合的に評価します。
新聞記事を見て方法書説明会に参加したが、それまでこの計画を知らなかった。参加者は明らかに少く、計画が住民に周知されていないと感じた。こういうことを決める時は、民主国家らしくまずは地域の住民に投票する制度を作ってほしい。 トラックの数が増えているのは誰の目にも明らかな事実。トラックを少なくする議論があってもよいのではないか。トラックとトラックに挟まれて大事故が起こるなら、一番右側または左側にトラック専用のレーンを作り、トラックには制限時速を設けゆっくり走ってもらう、トラックは日曜は走れない、といったように交通ルールを変えてみるのもよい。 最近、国際輸送を思わせるコンテナを積んだトラックが県道312号を走っているのを見かけた。ヒアリの問題もあるので、荷物は積み替えるなど、水際はできるだけ厳しくしてほしい。	本事業については、計画段階評価及び計画段階環境配慮書の手続きを実施しており、計画についての情報提供や意見の把握を行うために、オープンハウスの開設やアンケート調査を実施しました。(P3-31～35) また、方法書の説明会の周知については、環境影響評価法に沿って、記者発表のほか、新聞や各戸に配布される市報等への掲載及びホームページでの公表により行いました。(P3-38) トラックの走行に関しては貴重なご意見として承りました。
鷺が、近傍の山のそばの水田にやって来る。姫路城、別名白鷺城ほど美しいお城はなかなか他では見ることはできない。実際にあの白いお城の前を本物の白鷺が飛んでいるから素晴らしいのである。その白鷺たちは、こういう水田があるから華麗な姿を街中に現している。 白鷺は、とても臆病で、人間に警戒しながら生きている。どこまで人間社会は野生動物を追い詰め、厳しい条件を作る気か。自然を重視するための法律を作り、生活の場を保障してやってほしい。この計画は、どのように思い付かれたのか。人工的な建物の中、または人工的な車の中で思い付かれたのではないかと推測する。経済物質至上主義で私たち人間が今失いつつあるのは、結局心ではないのだろうか、そう思えてならない。計画中止をお願いしたい。	自然環境への影響について調査、予測及び評価を行い、準備書において適切な環境保全措置を検討しました。(P11.8-1～207、P11.9-1～69、P11.10-1～32)
昆虫は、私たちよりもずっと小さいサイズということを忘れていないか、人間中心になっていないか。生態系は危なくないか。	同上

表 8-1(4)　環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
今回の計画は、引退された高齢者の方々たちの喪失感を和らげるための計画ではないか。日本の喪失感と個人の喪失感と両方を守る社会が理想である。	本事業は、「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」の観点から、播磨臨海地域の活性化を図るために必要不可欠な道路であると考えています。
近傍の山の麓周辺には、文化財の古墳がある。こういう風景は残してほしい。文化は文化として置いておき、文化と文明は分けてほしい。	文化財への影響について調査、予測及び評価を行い、影響はないと判断しました。事業実施段階において、文化財等に影響があると判断された場合には、適切な措置を講じます。 なお、本事業の実施にあたっては、周知の埋蔵文化財包蔵地について、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)第93条の記載等に基づく届出、指示等の適切な対応を行うことから、本事業の及ぼす影響は十分に低減されるものと予測しました。(P11.13-1～28)
山の麓には、村の墓地や神社がある。道路計画により壊すことなく、祖霊は静かに眠らせてあげてほしい。	同上
日本でさらに道路を計画され大いに不安を感じている。 日本は十分に道路はある。動物愛護団体や環境団体や人権団体などともっと議論してほしい。思ってもみない良い案が新しく出て来ることを期待する。コンクリートは、水とは相性悪い。道路を作るのに二酸化炭素をさらに出すのは受け入れられない。窒素酸化物を出すディーゼル車も受け入れられない。国は、国民みんなのものである。	本事業は、「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」の観点から、播磨臨海地域の活性化を図るために必要不可欠な道路であると考えています。都市計画及び環境影響評価にあたっては、関係法令に基づき住民等のご意見を伺いながら、適正に手続きを進めます。

第9章 環境影響評価方法書についての兵庫県知事の意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 10 条第 1 項に基づき、令和 3 年 12 月 24 日に環境の保全の見地からの兵庫県知事意見が提出されました。方法書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解は表 9-1 に示すとおりです。

表 9-1(1)　兵庫県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	兵庫県知事意見	都市計画決定権者の見解
1 全体的事項 (1)事業計画について	ア 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲(以下「事業実施区域等」という。)には、学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設(以下「環境配慮施設」という。)、住宅や文化財が多く存在しているだけでなく、河川やため池等の水域や山林など多様な生物が生息・生育する場も多く存在している。ルートの選定及び道路の詳細設計等にあたっては、これらへの十分な配慮を行うこと。	ルートの選定及び道路の詳細設計等にあたっては、環境配慮施設、住宅や文化財、多様な生物が生息・生育する場への十分な配慮を行います。
	イ 住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用してルートを選定するにあたり、緩衝緑地帯の活用を行う場合は、その機能を損なわないよう十分な配慮を行うこと。	都市計画対象道路は緩衝緑地帯を活用するため、その機能を損なわないよう十分な配慮を行います。
	ウ 工事の実施に伴う環境負荷を可能な限り低減させるため、最新の技術を検討し、温室効果ガス削減や低騒音など環境負荷低減に配慮した工法や機材を採用すること。	工事の実施に伴う環境負荷を可能な限り低減させるため、最新の技術を検討し、建設施工におけるカーボンニュートラルを見据えながら、温室効果ガス削減や低騒音など環境負荷低減に配慮した工法や機材を採用します。(P3-39～41)
	エ 災害、事故による生活環境の支障が生じないよう、必要な検討を行うこと。	災害、事故による生活環境の支障が生じないよう、必要な検討を行います。
1 全体的事項 (2) 環境影響評価について	ア 自動車の走行に係る予測評価にあたっては、当該道路の将来交通量だけでなく、当該道路の供用に伴い変化すると考えられる周辺道路や関連道路の将来交通量も含め、それらの算定方法等も合わせて明らかにすること。	自動車の走行に係る予測及び評価にあたっては、当該道路及び当該道路に接続する周辺道路や関連道路の接続部周辺における将来交通量及び算定方法等を明らかにしました。(P3-6～7、P11.1-121～135)
	イ 調査地点及び予測地点の設定にあたっては、広域にわたる事業であり地域特性や接続道路の状況などが多様であることや、事業実施区域等には環境配慮施設等が多く存在することから、その地域特性の状況等を踏まえ、適切な地点を設定すること。	調査地点及び予測地点の設定にあたっては、地域特性の状況等を踏まえ、適切な地点を設定しました。(P11.1-2～4、P11.1-29～31、P11.1-52、P11.1-55～57、P11.1-86、P11.1-96～120、P11.1-182、P11.1-184、P11.1-195、P11.1-197、P11.2-2～4、P11.2-9～12、P11.2-25～27、P11.2-32～34、P11.2-49～50、P11.2-67～91、P11.3-2～4、P11.3-8～10、P11.3-18～20、P11.3-25～27、P11.3-42～45、P11.3-52～81、P11.4-2～4、P11.4-9～36、P11.5-2～6、P11.5-15、P11.6-2～5、P11.6-11、P11.7-2～4、P11.7-7～18、P11.8-1、P11.8-4、P11.8-16～30、P11.8-63、P11.9-4～8、P11.9-30、P11.10-2、P11.10-19、P11.11-2～9、P11.11-52、P11.12-2～4、P11.12-30、P11.13-1、P11.13-24、P11.14-1)

表 9-1(2)　兵庫県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	兵庫県知事意見	都市計画決定権者の見解
1 全体的事項 (2) 環境影響評価について	ウ 工事期間が長期にわたることや、段階的に供用されることが想定される。このため、工事の実施と道路の供用の重複的な影響が生じる地域が想定される場合、及び、部分供用により一時的に著しい交通量増加が生じる地域が想定される場合は、それらの時期においても環境影響評価を行うこと。	段階的な供用やそれに伴う工事計画については、事業実施段階で検討するため、部分供用時等における予測及び評価は行いません。よって、環境影響評価においては、当該道路が完成供用し、計画交通量が見込まれる時期として条件を設定し、予測及び評価を行いました。(P3-6～7、P11.1-121～135) ただし、工事中及び供用後において、現段階で想定し得なかった状況が認められた場合には、必要に応じて適切な措置を講じます。
	エ 環境影響評価を行う過程において新たな事情が生じた時には、必要に応じ、調査等の項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価を行う過程において新たな事情が生じた時には、必要に応じ、調査等の項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行います。
	オ 環境保全措置の検討にあたっては、実行可能な範囲において、複数案の比較検討やよりよい技術の導入の検討を行い、具体的な内容とすること。	環境保全措置の検討にあたっては、実行可能な範囲において、複数案の比較検討やよりよい技術の導入の検討を行い、具体的な内容としました。(P11.1-48、P11.1-191～193、P11.1-202～203、P11.2-17～20、P11.2-45、P11.2-165～173、P11.3-14、P11.3-38、P11.5-16、P11.7-41、P11.8-5、P11.8-204～205、P11.9-66～67、P11.10-29～30、P11.11-92～93、P11.12-49、P11.13-27、P11.14-3～4)
1 全体的事項 (3) 住民等への説明について	ア 広域にわたる道路であり、関係する住民等が多数に及ぶことから、事業計画や環境影響評価の内容について分かりやすく説明を行うこと。また、環境影響評価を行うにあたり、住民等からの意見にも十分配意すること。	広域にわたる道路であり、関係する住民等が多数に及ぶことから、環境影響評価における今後の手続きにおいて、事業計画や環境影響評価の内容について図表等を用いるなど、分かりやすい説明に努めます。また、法令等に基づき適切に手続を行い、住民等からの意見に十分配意します。
	イ 環境影響評価の内容に関しては、縦覧期間終了後もインターネットで公表を継続することや印刷を可能にするなど、積極的な情報公開に努めること。	環境影響評価の内容に関しては、法令等に基づき適切に手続を行い、縦覧期間終了後もインターネットで図書の公表を継続するとともに印刷を可能にするなど、積極的な情報公開に努めます。
2 個別的事項 (1) 大気質	ア 工事の実施に伴う大気質(粉じん等)について、事業実施区域等における現地調査を実施し、現地状況を的確に把握した上で、適切に予測及び評価を行うこと。	工事の実施に伴う大気質(粉じん等)について、最新の知見や専門家の意見、現地状況等を踏まえ、適切に予測及び評価を行いました。(P11.1-182～194、P11.1-195～204)
	イ 工事用車両の運行及び自動車の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)について、事業実施区域等には自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成４年法律第 70 号)第６条第１項及び第８条第１項に基づく対策地域が含まれているため、大気汚染の状況を適切に把握できるよう調査を行い、交通量の変化を考慮した上で予測及び評価を行うこと。	工事用車両の運行及び自動車の走行に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)について、大気汚染の状況を適切に把握できるよう調査を行い、交通量の変化を考慮した上で予測及び評価を行いました。(P11.1-52～85、P11.1-86～181)
	ウ 自動車の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)について、既設道路との複合的な影響を及ぼす可能性があることから、道路構造を踏まえて発生源を適切に設定した上で、主要道路との交差部やランプ、ジャンクション等の道路特殊部では、面的な予測及び評価を行うこと。	自動車の走行に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)については、道路構造や計画交通量、住居等の保全対象の立地状況を勘案し、適切な予測地点を設定しました。予測にあたっては、道路構造を踏まえて発生源を適切に設定した上で、道路特殊部では、面的な予測及び評価を行いました。(P11.1-86～181)

表 9-1(3)　兵庫県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	兵庫県知事意見	都市計画決定権者の見解
2 個別的事項 (2) 騒音・振動・低周波音	ア 自動車の走行に伴う騒音・振動・低周波音について、道路構造による発生源位置を踏まえ、高さを含め適切な調査及び予測の地点を設定すること。また、主要道路との交差部やランプ、ジャンクション等の道路特殊部では、面的な予測及び評価を行うこと。	自動車の走行に伴う騒音・振動・低周波音については、道路構造や計画交通量、住居等の保全対象の立地状況を勘案し、高さを含め適切な調査及び予測の地点を設定しました。また、「道路環境影響評価の技術手法(令和 7 年度版)」等、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、道路特殊部では、騒音の面的な予測及び評価、振動及び低周波音の複数断面による予測及び評価を行いました。(P11.2-48～187、P11.3-41～88、P11.4-1～41)
	イ 自動車の走行に伴う騒音・振動・低周波音について、事業実施区域等には大規模工場等の発生源が立地するため、それらからの複合影響も踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。	自動車の走行に伴う騒音・振動・低周波音については、現在立地している大規模工場等の状況を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行いました。(P11.2-48～187、P11.3-41～88、P11.4-1～41)
	ウ 自動車の走行に伴う低周波音について、道路構造や継ぎ目等が発生原因となることから、低周波音の発生しにくい構造となるよう十分に検討の上、検討結果を踏まえて予測及び評価を行うこと。	自動車の走行に伴う低周波音について、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行いました。(P11.4-1～41) また、事業実施段階において、必要に応じて低周波音の発生しにくい構造となるよう検討します。
2 個別的事項 (3) 水質	ア 工事の実施に伴う水の濁りについて、可能な限り影響を回避できる工法を採用すること。やむを得ず水の濁りによる影響が生じる場合は、具体的に水の濁りの発生が予想されている地点に関して、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	工事の実施に伴う水の濁りによる影響について、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行いました。(P11.5-1～17) また、水の濁りによる影響を可能な限り回避できる工法の採用に努めます。
	イ 水底の掘削等により、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目やダイオキシン類による水質等への影響が生じる可能性がある場合は、掘削範囲の状況に関して深度を含め適切に調査、予測及び評価を行うこと。	水底の掘削等に係る影響について、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行いました。(P11.5-1～17) なお、事業実施段階には、掘削範囲の状況に応じて、関係法令等に準拠し、適切な措置を講じます。
	ウ 事業実施区域等には、河川、ため池や水路などの水域が多く存在することから、工事の実施や道路の存在に伴う排水に関し、地域状況に応じて放流先の配慮などを行い、水域環境への影響低減に努めること。	工事の実施にあたっては、濁水の流出を防止するための適切な濁水処理対策を講ずる等、水域環境への影響に配慮します。また、道路の存在に伴う排水の放流先は、事業実施段階において、関係機関と協議を行い、水域環境への影響低減に努めます。
2 個別的事項 (4) 日照阻害	道路の存在に伴う日照阻害について、遮音壁の設置等の措置が行われる可能性がある場合は、その状況も考慮して予測及び評価を行うこと。	道路の存在に伴う日照阻害について、遮音壁の設置等の措置を行う箇所は、その状況も考慮して予測及び評価を行いました。(P11.7-7～42)
2 個別的事項 (5) 動物・植物・生態系	ア 工事の実施及び自動車の走行に伴う鳥類への影響について、事業実施区域等ではオオタカ、サシバ、クマタカおよびハヤブサ等の猛禽類の生息が確認されていることから、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成 24 年 12 月環境省)に基づくだけでなく、必要に応じ鳥類の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	工事の実施及び自動車走行に伴う鳥類への影響について、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成 24 年 12 月環境省)に基づくだけでなく、鳥類の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、適切に調査、予測及び評価を行いました。(P10-2、P11.8-1～207)

表 9-1(4)　兵庫県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	兵庫県知事意見	都市計画決定権者の見解
2 個別的事項 (5) 動物・植物・生態系	イ 道路の存在及び自動車の走行に伴う鳥類への影響について、事業実施区域等では、コウノトリの飛来が多く確認されており、また、ため池が渡り鳥の飛来地となっていることから、ルートの選定及び道路の詳細設計等にあたっては、走行車両との衝突回避に配慮し、これらを踏まえた上で現地調査を行い、工事の実施及び道路の存在による影響の程度について予測及び評価を行うこと。	工事中及び供用後における鳥類への影響について、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行いました。(P10-2、P11.8-1～207) なお、供用後の自動車の走行によって生じる鳥類への影響については、ルートの選定及び道路の詳細設計等にあたって走行車両との衝突回避に配慮するとともに、必要に応じて調査を実施し、現段階で想定し得なかった影響が生じるおそれがある場合には、専門家の意見等をふまえ適切な措置を講じます。
	ウ 多くの生物の生息・生育の場となる河川、ため池や水路などの水域で本事業を実施する場合は、現地の状況に応じて適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、重要な生息・生育地となる浅場を避けるなど生態系への配慮を行うこと。	河川、ため池や水路などの水域で本事業を実施する場合は、現地の状況に応じて適切に調査、予測及び評価を行いました。(P11.10-1～32) また、事業実施段階には、その結果を踏まえ、重要な生息・生育地となる浅場を避けるなど生態系への配慮を行います。
2 個別的事項 (6) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場	ア 事業実施区域等では、「いなみ野ため池ミュージアム」の取り組みの中、ため池に飛来するコウノトリを「豊かなため池生態系」のシンボルとし、地域が主体となった生息環境づくりを進める「ため池コウノトリプロジェクト」が実施されている。地域においてコウノトリの観察などに取り組まれていることから、コウノトリの飛来情報のあるため池に関しては、人と自然との触れ合いの活動の場に選定し、環境影響評価を行うこと。	人と自然との触れ合いの活動の場の選定にあたり、ため池に関してはコウノトリの飛来情報や地域の観察などの取り組みを考慮して選定し、環境影響評価を行いました。(P11.12-1～50)
	イ 道路の存在に伴う景観への影響について、事業実施区域等には「いなみ野ため池ミュージアム」や「高砂市高砂地区歴史的景観形成地区」など多くの景観資源及び眺望点が存在していることから、地域景観を可能な限り守ることができるルートとすることはもとより、身近な生活空間からの景観にも配慮して調査及び予測の地点を選定すること。また、調査時期は季節の変化を考慮し四季ごととすること。	道路の存在に伴う景観への影響について、地域景観を可能な限り守ることができるルートとすることはもとより、身近な生活空間からの景観にも配慮して調査及び予測の地点を選定しました。また、調査時期は季節の変化を考慮し四季ごととしました。(P11.11-2～10、P11.11-52)
	ウ 道路の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、本事業に交差するなど近接する触れ合いの活動の場で利用者への大きな影響が想定される場合は、その地点からの景観に関して、調査、予測及び評価すること。	道路の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、本事業に交差または近接する触れ合いの活動の場で利用者への大きな影響が想定される箇所は、その地点からの景観に関して、調査、予測及び評価を行いました。(P11.12-1～50)
	エ 工事の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区内での工事により触れ合いの活動の場が改変される場合、及び、触れ合いの活動の場へ長期にわたる工事による影響が想定される場合は、これを項目に選定し環境影響評価を行うこと。	工事の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、鳥獣保護区内での工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置は一時的なものであること、道路本体に比べ規模が小さくその復旧が速やかに行われること等、影響が永続的に及ぶわけではないことから、環境影響評価項目として選定していません。なお、鳥獣保護区内での工事による人と自然との触れ合いの活動の場の改変をできる限り回避し、影響の低減を図るとともに、事業実施段階で、長期にわたる工事等により想定し得なかった影響が生じると判断された場合には、適切な措置を講じます。

表 9-1(5)　兵庫県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	兵庫県知事意見	都市計画決定権者の見解
2 個別的事項 (6) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場	オ 本事業により人と自然との触れ合いの活動の場の減少や消失がある場合は、その影響を含めて調査、予測及び評価を行うこと。	本事業により人と自然との触れ合いの活動の場の一部に改変があるため、その影響を含めて調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討しました。(P11.12-1～50)
2 個別的事項 (7) 廃棄物等	事業実施区域等には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき指定された区域が存在することから、本事業による影響を詳細に把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき指定された廃棄物処分場跡地等については、できる限り改変を回避します。やむを得ず改変する場合には、事業実施段階において、改変範囲を極力低減するとともに関係法令等に準拠し、関係機関と連携の上、適切な措置を講じます。